

【協議項目 4-1】 管理者、副管理者の選任方法
【協議項目 3-1】 議員の定数及び選出方法

1 概要

(1) 協議項目 4-1「管理者、副管理者の選任方法」

広域化後の弘前地区環境整備事務組合管理者及び副管理者の選任方法を定めるもの。

(2) 協議項目 3-1「議員の定数及び選出方法」

広域化後の弘前地区環境整備事務組合議会議員定数及び選出方法を定めるもの。

2 両組合の現状

弘前地区環境整備事務組合	<p>●弘前地区環境整備事務組合同規約(抜粋)</p> <p>(執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第9条 この組合に管理者を置く。</p> <p>2 管理者は、弘前市長をもってこれに充てる。</p> <p>3 管理者は、組合を統轄し、これを代表する。</p> <p>第10条 この組合に副管理者1人を置く。</p> <p>2 副管理者は、弘前市副市長をもってこれに充てる。</p> <p>3 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。</p>																													
	<p>(議会の議員の定数)</p> <p>第5条 この組合の議会の議員の定数は、17人とする。</p> <p>(議会の議員の選出方法)</p> <p>第6条 組合の議会の議員は、次に掲げるものをもってこれに充てる。</p> <p>(1) 関係市町村(弘前市を除く。第3号において同じ)の長</p> <p>(2) 弘前市の議会の議員の互選によるもの 7人</p> <p>(3) 関係市町村の議会の議員の互選によるもの 各1人</p> <p>※各市町村の議会選出議員数は、人口3万人未満で1人、3万人を超える場合は3万人ごとに1人加算としている。</p>																													
	<p>●執行機関及び議会議員の内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>管理者</th> <th>副管理者</th> <th>組合議員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弘前市</td> <td>1人(市長)</td> <td>1人(副市長)</td> <td>議会議員 7人</td> </tr> <tr> <td>平川市</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">市町村長 5人</td> </tr> <tr> <td>大鰐町</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤崎町</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">議会議員 5人 (各市町村1人)</td> </tr> <tr> <td>板柳町</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西目屋村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>17人</td> </tr> </tbody> </table>	市町村名	管理者	副管理者	組合議員	弘前市	1人(市長)	1人(副市長)	議会議員 7人	平川市			市町村長 5人	大鰐町			藤崎町			議会議員 5人 (各市町村1人)	板柳町			西目屋村				合計	1人	1人
市町村名	管理者	副管理者	組合議員																											
弘前市	1人(市長)	1人(副市長)	議会議員 7人																											
平川市			市町村長 5人																											
大鰐町																														
藤崎町			議会議員 5人 (各市町村1人)																											
板柳町																														
西目屋村																														
合計	1人	1人	17人																											

●黒石地区清掃施設組合規約(抜粋)

(執行機関)

第8条 この組合に管理者1名、副管理者4名及び会計管理者1名を置く。

2 管理者及び副管理者の任期は、加入市町村長の任期とし、加入市町村長の互選による。

3 管理者は、組合を統轄し、これを代表する。

4 副管理者は、管理者を補佐し、その補助機関たる職員を監督し及び管理者に事故あるとき又は欠けたときは、予め管理者が定めた順位によりその職務を代理する。

(議会)

第5条 この組合に組合議会を置く。

2 議会の議員は、加入市町村の議会から選出された議員各2名をもってあてる。

●執行機関及び議会議員の内訳

市町村名	管理者	副管理者	組合議員
黒石市	1人(市長)		議会議員 10人 (各市町村2人)
青森市		1人(市長)	
平川市		1人(市長)	
藤崎町		1人(町長)	
田舎館村		1人(村長)	
合計	1人	4人	10人

※管理者の職務を代理する副管理者の順序については、慣例により市町村長としての在任期間が長い順序とし、告示により通知している。

○黒石地区清掃施設組合告示第2号(令和4年8月5日)

管理者の職務を代理する副管理者の順序

- 1番. 副管理者 鈴木 孝雄
- 2番. 副管理者 平田 博幸
- 3番. 副管理者 長尾 忠行
- 4番. 副管理者 小野寺 晃彦

(参考)弘前地区消防事務組合及び津軽広域連合の現状

弘前地区消防事務組合

●弘前地区消防事務組合格約(抜粋)

(執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に管理者1人、副管理者7人及び会計管理者1人を置く。

2 管理者は、弘前市長をもって充てる。

3 副管理者は、管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。

4 管理者は、組合を統轄し、これを代表する。

5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議員の定数)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、15人とする。

(議員の選出方法)

第6条 組合議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)弘前市の議会の議員の互選による者 6人

(2)黒石市及び平川市の議会の議員の互選による者 各2人

(3)関係市町村のうち町村の議会の議員の互選による者 各1人

※各市町村の議会選出議員数は、概ね人口3万人に1人としている。

●執行機関及び議会議員の内訳

市町村名	管理者	副管理者	組合議員
弘前市	1人(市長)		議会議員 6人
黒石市		1人(市長)	議会議員 4人 (各市2人)
平川市		1人(市長)	
藤崎町		1人(町長)	議会議員 5人 (各町村1人)
板柳町		1人(町長)	
大鰐町		1人(町長)	
田舎館村		1人(村長)	
西目屋村		1人(村長)	
合計	1人	7人	15人

※管理者の職務を代理する副管理者の順序については、規則で「弘前地区消防事務組合格約第2条に掲げる関係市町村の順序」と定めている。

○弘前地区消防事務組合格約(抜粋)

第2条 組合は、次の3市3町2村をもって組織する。

弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村

●津軽広域連合規約(抜粋)

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に広域連合長、副広域連合長7人及び会計管理者1人を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票により、これを選挙する。

2 前項の選挙は、広域連合長の指定する場所において行うものとする。

3 副広域連合長は、広域連合長以外の関係市町村の長をもって充てる。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、16人とする。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員のうちから、関係市町村の議会において選挙する。

2 関係市町村において選挙すべき広域連合議員の定数は、次のとおりとする。

(1) 弘前市 7人 (2) 黒石市 2人 (3) 平川市 2人

(4) 藤崎町 1人 (5) 板柳町 1人 (6) 大鰐町 1人

(7) 田舎館村 1人 (8) 西目屋村 1人

※各市町村の議会選出議員数は、各市町村1人に人口3万人ごとに1人加算として
いる。

●執行機関及び議会議員の内訳

市町村名	連合長	副連合長	連合議員
弘前市	1人(市長)		議会議員 7人
黒石市		1人(市長)	議会議員 4人 (各市2人)
平川市		1人(市長)	
藤崎町		1人(町長)	議会議員 5人 (各町村1名)
板柳町		1人(町長)	
大鰐町		1人(町長)	
田舎館村		1人(村長)	
西目屋村		1人(村長)	
合計	1人	7人	16人

※連合長の職務を代理する副連合長の順序については、規則で「津軽広域連合規約
第2条に掲げる関係市町村の順序」と定めている。

○津軽広域連合規約(抜粋)

第2条 広域連合は、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館
村及び西目屋村をもって組織する。

3 協議にあたっての検討事項

(1) 協議項目 4-1「管理者、副管理者の選任方法」

- ① 現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、管理者に弘前市長を充てるか。 そのほかの選任方法としては、市町村長による選挙などが考えられる。
- ② 現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、副管理者に弘前市副市長を充てるか。 黒清組合、弘前地区消防事務組合及び津軽広域連合では、副管理者または副連合長に管理者または連合長以外の市町村長を充てている。

(2) 協議項目 3-1「議員の定数及び選出方法」

- ① 現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、管理者以外の市町村長を組合議員とするか。
※副管理者に管理者以外の市町村長を充てる場合は検討が不要となる。
- ② 市町村議会選出議員数の算出について、現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、人口比例方式を採用するか。 人口比例方式としない場合、黒清組合の市町村均等方式などの採用が考えられる。

4 調整方針(案)

(1) 協議項目 4-1「管理者、副管理者の選任方法」

- ① 広域化後も弘環組合の組合運営が引き継がれることから、現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、管理者に弘前市長を充てることとしたい。
- ② 現行の弘環組合の運用を引き継いだ場合、弘前市長以外の市町村長は議会議員として執行機関を監視する役割を担うこととなり、共同処理する事務を自らの判断と責任で管理・執行できない立場となる。 広域化後はこれまでの運用を引き継がず、すべての構成市町村が共同処理する事務の権限を有する体制が望ましいと考え、副管理者に弘前市長以外の市町村長を充てることとしたい。

調整方針(案)

- | |
|---|
| 組合に管理者1人、副管理者7人を置く。 <ul style="list-style-type: none">・ 管理者は、弘前市長をもって充てる。・ 副管理者は、弘前市長を除く構成市町村長をもって充てる。 |
|---|

(2) 協議項目 3-1「議員の定数及び選出方法」

- ① 協議項目 4-1「管理者、副管理者の選任方法」の調整方針(案)を踏まえ、組合議会議員は市町村議会選出議員のみとしたい。
- ② 広域化後も弘環組合の組合運営が引き継がれることから、現行の弘環組合の運用を引き継ぎ、人口3万人未満で1人、3万人を超える場合は3万人ごとに1人加算する人口比例方式を採用することとしたい。
なお、選出議員数は令和2年国勢調査人口をもとに算出する。

調整方針(案)

- | |
|--|
| 組合議会議員の定数は15人とする。 <ul style="list-style-type: none">・ 弘前市の議会の議員の互選によるもの 6人・ 黒石市及び平川市の議会の議員の互選によるもの 各2人・ 大鰐町、藤崎町、板柳町、田舎館村及び西目屋村の議会の議員の互選によるもの 各1人 |
|--|

(3) 調整方針(案)に基づく執行機関及び議会議員構成

市町村名	管理者	副管理者	組合議員(市町村議会選出)							合計
			令和2年 国調人口	～3万	～6万	～9万	～12万	～15万	～18万	
弘前市	1人		168,466	1人	1人	1人	1人	1人	1人	6人
黒石市		1人	31,946	1人	1人					2人
平川市		1人	30,567	1人	1人					2人
大鰐町		1人	8,665	1人						1人
藤崎町		1人	14,573	1人						1人
板柳町		1人	12,700	1人						1人
田舎館村		1人	7,326	1人						1人
西目屋村		1人	1,265	1人						1人
合 計	1人	7人	275,508	8人	3人	1人	1人	1人	1人	15人

5 その他

- ①調整方針(案)のとおり広域化後の副管理者に弘前市長以外の市町村長を充てることが決定した場合、管理者の職務を代理する副管理者の順序を定める必要があるため、広域化までに定めることとしたい。
- ②広域化前に選出された弘環組合の市町村議会選出議員の広域化後の取扱いについては、広域化までに定めることとしたい。
 - ・任期中の議員の取扱いをどうするか。
 - ・人口比例方式とした場合、定数が7人から6人へ減少する弘前市の取扱いをどうするか。

【協議項目 3-2】議員の任期

1 概要

広域化後の弘前地区環境整備事務組合議会議員の任期について協議するもの。

2 両組合の現状

組合名	内容
弘環組合	○弘前地区環境整備事務組合規約(抜粋)
	(議員の任期) 第7条 組合の議会の議員の任期は、当該市町村の長又は議会の議員の例による。
黒清組合	○黒石地区清掃施設組合規約(抜粋)
	(議員の任期及び補欠選挙) 第6条 組合の議会議員の任期は、加入市町村の議会議員の任期による。

(広域化に向けた考え方の整理)

- 広域化後は、現在の弘環組合の組合運営が引き継がれることから、弘環組合の運用を引き継ぐことが望ましい。

3 調整方針(案)

現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。

【協議項目 3-1 議員の定数及び選出方法】において、広域化後の組合議会の議員は、構成市町村議会の議員の互選によるものとすることを調整方針(案)としている。現行の弘環組合の規約は市町村長が議員となることも想定されていることから、広域化に合わせて規約改正の必要がある。「長又は」の削除。

【協議項目 3-3】議長、副議長の選挙

1 概要

広域化後の弘前地区環境整備事務組合議会の議長、副議長の選挙方法について協議するもの。

○地方自治法から抜粋

〔議長及び副議長〕

第 103 条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

〔選挙の方法・指名推選及び投票の効力の異議〕

第 118 条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第 46 条第 1 項及び第 4 項、第 47 条、第 48 条、第 68 条第 1 項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第 95 条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

2 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推選の方法を用いることができる。

3～6 (略)

○公職選挙法準用箇所規定内容

第 46 条第 1 項及び第 4 項〔投票の記載事項及び投函〕

第 47 条〔点字投票〕

第 48 条〔代理投票〕

第 68 条第 1 項〔無効投票〕

第 95 条〔当選人〕

2 両組合の現状

区分	弘環組合	黒清組合
規約への規定	○弘前地区環境整備事務組合規約(抜粋) (議長、副議長の選挙及び任期) 第 8 条 組合の議会は、 <u>議員の中から議長及び副議長各 1 人を選挙</u> しなければならない。 2 議長及び副議長の任期は、組合の議会の議員の任期による。	○黒石地区清掃施設組合規約(抜粋) (議長及び副議長) 第 7 条 組合の議会は、 <u>議員の中から議長及び副議長各 1 名を互選</u> しなければならない。
選挙方法	地方自治法第 118 条の規定に基づき、投票もしくは指名推選による方法のいずれかを選挙の都度議会が定め、議員による選挙としている。	地方自治法第 118 条の規定に基づき、投票もしくは指名推選による方法のいずれかを選挙の都度議会が定め、議員による選挙としている。

(広域化に向けた考え方の整理)

- 広域化後は、現在の弘環組合の組合運営が引き継がれることから、弘環組合の運用を引き継ぐことが望ましい。

3 調整方針(案)

現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。

【協議項目 3-4】定例会

1 概要

広域化後の弘前地区環境整備事務組合議会の定例会の回数について協議するもの。

○地方自治法から抜粋

〔定例会及び臨時会〕

第 102 条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

4 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。

5 前条第 5 項又は第 6 項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第 2 項又は第 3 項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

6 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前 3 項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

7 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

2 両組合の現状

区分	弘環組合	黒清組合
条例	○弘前地区環境整備事務組合議会の定例会の回数に関する条例(抜粋) (回数) 第 2 条 弘前地区環境整備事務組合の定例会の回数は毎年 2 回とする。	○黒石地区清掃施設組合議会の回数を定める条例 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 102 条第 2 項の規定による組合議会の定例会は、毎年 2 回とする。
開催月	11 月(前年度決算の認定 ほか)	10 月又は 11 月(前年度決算の認定 ほか)
(案件)	2 月(次年度当初予算 ほか)	2 月(次年度当初予算 ほか)

(広域化に向けた考え方の整理)

- 広域化後は、現在の弘環組合の組合運営が引き継がれることから、弘環組合の運用を引き継ぐことが望ましい。

3 調整方針(案)

現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。

【協議項目 4-2】会計管理者の選任

1 概要

広域化後の組合における会計管理者の選任方法について協議するもの。

○地方自治法から抜粋

[会計管理者の設置][会計管理者の設置]

第168条 普通地方公共団体に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずる。

2 両組合の現状

区分	弘環組合	黒清組合
内容	弘前地区環境整備事務組合規約(抜粋) (執行機関の組織及び選任の方法) 第11条 この組合に会計管理者1人を置く。 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。 3 会計管理者は、組合の出納その他の会計事務をつかさどる。	黒石地区清掃施設組合規約(抜粋) (執行機関) 第8条 この組合に管理者1名、副管理者4名及び会計管理者1人を置く。 2～4 (略) 5 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。
現状	弘前市会計管理者に、弘前地区環境整備事務組合会計管理者の併任辞令を発令	黒石市会計管理者に、黒石地区清掃施設組合会計管理者の併任辞令を発令

(広域化に向けた考え方の整理)

- 広域化後は、現在の弘環組合の組合運営が引き継がれることから、弘環組合の運用を引き継ぐことが望ましい。

3 調整方針(案)

現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。

【協議項目 4-3】監査委員の定数及び選任方法

1 概要

広域化後の組合における監査委員の定数及び選任方法について協議するもの。

○地方自治法から抜粋

〔設置及び定数〕

第 195 条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては 4 人とし、その他の市及び町村にあつては 2 人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。

〔選任及び兼職禁止〕

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

○地方自治法施行令から抜粋

〔監査委員の定数 4 人の市〕

第 140 条の 2 地方自治法第 195 条第 2 項に規定する政令で定める市は、人口 25 万以上の市とする。

2 両組合の現状

区分	弘環組合	黒清組合
内容	<p>弘前地区環境整備事務組合格約(抜粋)</p> <p>(監査委員の設置及び選出方法)</p> <p>第 13 条 組合に監査委員 2 人を置く。</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、<u>識見を有する者及び組合の議会の議員のうちから各 1 人を選任する。</u></p> <p>3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とし、組合の議会の議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>	<p>黒石地区清掃施設組合格約(抜粋)</p> <p>(監査委員)</p> <p>第 10 条 組合に監査委員 3 名を置く。</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、<u>財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者(以下「知識経験を有する者」という。)</u>及び<u>組合の議会の議員のうちから選任する。</u>この場合において、<u>議員のうちから選任する監査委員の数は 2 名とする。</u></p> <p>3 監査委員の任期は、知識経験を有する者にあつては 4 年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>

(広域化に向けた考え方の整理)

➤ 広域化後は、現在の弘環組合の組合運営が引き継がれることから、弘環組合の運用を引き継ぐことが望ましい。

3 調整方針(案)

現行の弘前地区環境整備事務組合の運用を引き継ぐ。